

教育委員会 平成23年度 1月定例会会議録

○日 時 平成24年1月18日(水) 9時30分開会、10時30分閉会

○場 所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 林委員長、山田委員、朝比奈委員、下平委員、熊代教育長

○傍聴者 2人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 鎌倉国宝館正月三が日の開館実績について

イ 行事予定(平成24年1月18日～平成24年2月29日)

- 2 議案第27号鎌倉市就学支援委員会条例の制定の申し出について
- 3 議案第28号鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例の制定の申し出について
- 4 議案第29号鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会条例の制定の申し出について
- 5 議案第30号鎌倉市スポーツ施設条例の一部改正の申し出について
- 6 議案第31号鎌倉市図書館協議会設置条例の一部改正の申し出について
- 7 議案第32号鎌倉市国宝館の設置及び管理に関する条例の一部改正の申し出について
- 8 請願11号公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要する請願

林委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより、1月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。本日の会議録署名委員を朝比奈委員に願います。では、日程に従い、議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

林委員長

震災からまもなく一年である。本当に大きな出来事で、国全体に影響することだ。新聞に大学卒業者の就職内定率が載っていたが、71.9%である。大学を出て3割近くが就職できないということはショックである。我々も職業観をどう育てていくのか、キャリア教育がキーワードである。今起こっている現象が今の教育につながっていると感じた。ここから10年、20年、子どもたちにどう関わっていくか考えていかなければならない。又、8月のこども議会の議事録集ができた。当日の運営その他も大変だったと思う。感謝する。

(2) 教育長報告

特になし

(3) 部長等報告

特になし

(4) 課長等報告

ア 鎌倉国宝館正月三が日の開館実績について

林委員長

まず、報告事項のア「鎌倉国宝館正月三が日の開館実績について」報告をお願いします。

鎌倉国宝館副館長

議案集1ページを参照いただきたい。

鎌倉国宝館において、本年、正月三が日に臨時開館する旨は、当委員会11月定例会で報告した。その結果について報告する。

来館者数は元日が142人、2日が197人、3日が167人、合計506人、観覧料収入の合計は180,200円で、一日の平均は入館者数169人、観覧料収入66,066円であった。昨年度の日平均は、入館者数206人、観覧料収入72,327円であり、いずれも昨年度の平均を下回り、残念な結果となっている。

臨時開館については、広報、ホームページ、メディアへの情報提供とともに、観光案内所でのパネル表示等により周知を図ったが、来館者に対するアンケート結果では「開館を知らずに来た。」という回答が63.6%となっており、必ずしも臨時開館の周知が図られていたとは言えない状況となってしまった。この原因として臨時開館の周知方法が、ホームペ

ージを除き、市内を中心とする限られた範囲のものであったこともあり、市外、県外からの初詣客に対する、周知方法として十分でなかったと、反省すべき点であると考えている。

一方、展示内容については「満足、大変満足」という回答が 90.9%、臨時開館については、「良い」とする回答が同じく 90.9%と、いずれも良好な結果となっていた。

以上のことから、今回の臨時開館については、決して満足な結果とは言えないが、費用対効果も念頭に入れ、周知方法の検討、展示内容の充実等、来館者数の増加が図られるよう、次年度の開催方法等を検討していきたいと考えている。

質問・意見

林委員長

検討していくということだが、方向性としては来年以降も開館していこうと思っているのか。

鎌倉国宝館副館長

今年が初めての試みであったので、周知方法等に問題があったかと思う。単年度で結果を出すのではなく、数年間続けた中で方向性を決めていきたい。

林委員長

正月三が日は地方からも多くの方が来られるいい機会なので、是非、対策等を検討して欲しい。

山田委員

久しぶりに訪れたら入口の場所が変わっていて分からなかった。元旦の表示や案内はどのようにしていたのか。

鎌倉国宝館副館長

国宝館は八幡宮の敷地をお借りしている。通常は通路に看板を立てさせて頂いているが、元旦は初詣のお客様の導線の迷惑にならぬよう、通路ではなく国宝館の敷地内に看板を立てるように指導があった。そのため少し分かりにくかったかとも思う。2日目以降は看板を外に出した。開館しているのかどうか分かりにくいという意見を頂いたので、今後検討したい。

山田委員

常時の表示も含めて、分かりやすい表示を検討して欲しい。

朝比奈委員

八幡宮にお参りに来ただけの方は、国宝館側の通路を余り通らないと思う。事前の宣伝・周知も大事だが、八幡宮をお願いをして理解を頂き、目立つ所に表示をさせてもらったらどうか。展示内容は質が高いので満足されると思うが、事前からこれは行きたいと思うようなものがあると良いと思う。

鎌倉国宝館副館長

境内をお借りしているので敷地内の表示はできるだけ利用は控えている。今後分かりやすい表示方法を検討していきたい。

熊代教育長

今回初めての試みで、最初は多くの人が殺到して大混乱になるだろうと警備員を増やしたりもした。裏目に出て閑散としてしまった。表示板を分かりやすい所に立てたいので、駅の構内等に立てるのはどうか。人の流れもあると思うが、別のルートからの入り方もあるので、表示の仕方を工夫すればもっとたくさんの人が入ってくれたのではないかな。出来れば倍くらいの人が入ってほしかった。今回は収入よりも支出の方が大きい。案内表示も工夫して二、三年やってみて検討したい。

(報告事項アは了承された。)

イ 行事予定 (平成 24 年 1 月 18 日～平成 24 年 2 月 29 日)

林委員長

報告事項のイ 「行事予定」についてだが、記載の行事予定について、特に伝えたい行事等があれば、お願いします。

生涯学習部長

いくつか紹介したい。鎌倉文学館にて 12 月 23 日から、収蔵品展「鎌倉文人録シリーズ 6 歴史・時代小説家編」を行っている。鎌倉清方記念美術館では、収蔵品展「新春 羽子板展」を 1 月 29 日まで行う。その後 2 月 7 日からは、収蔵品展「清方と舞台」を行う。国宝館では、特別展「肉筆浮世絵の美 氏家浮世絵コレクション」を 2 月 12 日まで行う。その後 2 月 17 日からは、恒例の特別展「雛人形展」を予定している。

質問・意見

特になし

(報告事項イは了承された)

2 議案第 27 号 鎌倉市就学支援委員会条例の制定の申し出について

林委員長

次に日程の 2 議案第 27 号「鎌倉市就学支援委員会条例の制定の申し出について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

教育指導課長

議案集の 6 ページから 7 ページを参照いただきたい。

鎌倉市就学指導委員会規則により設置されていた鎌倉市就学指導委員会は、その所掌事務が、教育上特別な配慮を要する児童及び生徒に対する適切な就学指導に関し、教育委員会の諮問に応じて調査検討することであり、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、条例で附属機関として設置することが適切であることから、鎌倉市就学支援委員会条例の制定を市長へ申し出ようとするものである。

第 1 条として、この条例の趣旨及び設置について、教育上特別な配慮を必要とする児童及び生徒に対する適切な就学支援について、教育委員会の諮問に応じて調査検討するため、鎌倉市就学支援委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める規定とする。

第 2 条として、委員会は委員 30 人以内をもって組織することを規定し、委員は鎌倉市医師会が推薦する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、市立小学校及び中学校の教職員から教育委員会が委嘱する。

第 3 条として、委員の任期を 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすることを規定する。また、委員は再任できるものとするが、第 2 条の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

第 4 条として、委員会の会議の開催方法や庶務担当課などの委員会の組織及び運営に関し必要な事項を規則で定めることを規定する。

なお、本委員会の名称については所掌事務の内容を鑑み、鎌倉市就学指導委員会から鎌倉市就学支援委員会とする。

また、この条例の制定に伴い、現行の就学指導委員会規則の改正または廃止・制定の手続きは別途行う予定である。

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとする。

質問・意見

林委員長

今までの就学指導委員会からの変更点や、実際の運営に関してメリット、デメリットがあるか。

教育指導課長

運営の面では変更はない。条例化をして委員会を設置する。ただ、今までは指導という言葉を使っていたが、この委員会が直接保護者や児童・生徒に指導することはなく、就学の機会について相談をする機関として、指導よりも支援のほうが適切な言葉であろうと、就学支援委員会に名を改めようと考えている。

林委員長

支援の方が実態に即しているから名称を変えたということか。

教育指導課長

そうである。

下平委員

委員は現在何名か。

教育指導課長

平成 23 年度は 27 名の委員がいる。医師が 1 名、児童相談所職員が 1 名、学識経験を有するものということで臨床心理士が 1 名、幼稚園の園長が 1 名、その他は特別支援学級を有する学校の校長、あるいは教員の学校関係者が 22 名である。

(採決の結果、議案第 27 号は原案どおり可決された)

3 議案第 28 号 鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例の制定の申し出について

林委員長

次に日程の 3 議案第 28 号「鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例の制定の申し出について」を議題とする。議案の説明について願います。

教育指導課長

議案集の 8 ページから 9 ページを参照いただきたい。

鎌倉市立小中学校使用教科用図書採択検討委員会要綱により設置されていた鎌倉市立小中学校使用教科用図書採択検討委員会は、その所掌事務が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく教科用図書の採択について、教育委員会の諮問に応じて調査検討することであり、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、条例で附属機関として設置することが適切であることから鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例の制定を市長へ申し出ようとするものである。

第 1 条として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく教科用図書の採択について、教育委員会の諮問に応じて調査検討するため、鎌倉市教科用図書採択検討委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める規定とする。

第 2 条として、委員会は委員 14 人以内をもって組織することを規定し、教科用図書について学識経験を有する者、鎌倉市学校教育研究会を代表する者、市立小学校の児童又は中学校の生徒の保護者、市立小学校長会及び中学校長会を代表する者、市立学校又は中学校の教員から教育委員会が委嘱する。

第 3 条として、委員の任期をその諮問に係る事項の調査検討が終了するまでと規定する。

第 4 条として、委員会の会議の開催方法や庶務担当課などの委員会の組織及び運営に関し必要な事項を規則で定めることを規定する。

なお、この条例の施行に伴い、「鎌倉市立小中学校使用教科用図書採択検討委員会要綱」は廃止とし、所定の手続きを経て「鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例施行規則」の制定を行う予定である。

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとする。

質問・意見

林委員長

変更点等があれば教えてほしい。

教育指導課長

要綱を条例にする事務的な手続きで、委員会そのものは同じ事務を行う。この条例で定められていない部分は、今後規則で定められるので、メリット、デメリットはないと考える。

林委員長

次回、検討委員を決めなければならないと思うが、選定教科書が追加された場合もそれ

に当たるのか。

教育指導課長

そうである。教科用図書を採用する機会があれば、検討委員会を招集する。

林委員長

通常であれば、3年後の小学校の教科用図書の選定が定期的な物なので、その前に選定教科書が追加された場合に召集されるのか。

教育指導課長

そうである。

(採決の結果、議案第28号は原案どおり可決された)

4 議案第29号 鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会条例の制定の申し出について

林委員長

次に日程の4 議案第29号「鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会条例の制定の申し出について」を議題とする。議案の説明について願います。

生涯学習課課長代理

議案集の10ページをご参照いただきたい。

従来、「鎌倉市教育委員会美術工芸作品収集選定委員会設置要綱」により設置していた鎌倉市教育委員会美術工芸作品収集選定委員会は、その所掌事務が収集する美術工芸品の選定や評価等に関する調査審議であり、地方自治法第138条の4第3項の規定により条例で附属機関として設置することが適切なため、「鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会条例」の制定を市長へ申し出ようとするものである。

第1条として、この条例の趣旨及び設置について、美術工芸品等を収集するに当たり、選定及び評価等を適切かつ円滑に行うため、鎌倉市美術工芸品等収集選定委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めると規定する。

第2条として、この条例により設置される委員会の所掌事務について、「美術工芸品等の選定に関する事項」、「美術工芸品等の評価に関する事項」、「寄贈又は寄託の申出のあった美術工芸品等の受入れに関する事項」、「その他美術工芸品等の収集に関する必要な事項」と規定する。なお、市長が必要と認める美術工芸品等とは、鎌倉市鏑木清方記念美術館、鎌倉国宝館及び(仮称)鎌倉美術館に収蔵する美術工芸品等とする。

第3条として、委員会は委員5人以内をもって組織することを規定し、委員は、美術に関する専門的知識を有するものうちから市長が委嘱する。

第4条として、委員の任期を3年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とすることを規定する。また、委員は再任されることができるものとする。

第5条として、収集する美術工芸品等が第3条で委嘱された委員の専門外であった場合など、委員会において、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは臨時委員を置くことができることを規定する。臨時委員は市長から委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

第6条として、委員会の会議の開催方法や庶務担当課などの委員会の組織及び運営に関し必要な事項を規則で定めることを規定する。

なお、この条例の制定に伴い「鎌倉市教育委員会美術工芸作品収集選定委員会設置要綱」は廃止する。

また、この条例の制定に伴い、所定の手続きを経て「鎌倉市美術工芸作品等収集選定委員会条例施行規則」の制定を行う予定である。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものとする。

質問・意見

林委員長

要綱から条例への変更だが、特に変わった点はないか。

生涯学習課課長代理

特にない。ただ（仮称）鎌倉美術館については4月1日より教育委員会の所管から市長部局の所管になる。

林委員長

寄託・寄贈の受け入れに関するところで、鎌倉文学館は含まれていないのか。

生涯学習課課長代理

鎌倉文学館に所蔵している物は、鎌倉ゆかりの文学者の愛用品や生原稿などで、美術品ではなく文学者の資料という取扱いをしている。そのため、美術工芸品には含まれていない。

林委員長

以前の定例会で文学館のことについて話し合いをしたが、寄贈品や寄託品の管理で継続

的なチェックが出来ていないという話があった。流失することはないと思うが、引き続き継続的なチェックが出来る体制を取ってほしい。

(採決の結果、議案第29号は原案どおり可決された)

5 議案第30号 鎌倉市スポーツ施設条例の一部改正の申し出について

林委員長

次に日程の5 議案第30号「鎌倉市スポーツ施設条例の一部改正の申し出について」を議題とする。議案の説明について願います。

スポーツ課長

議案集は、12ページを参照いただきたい。

鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の駐車場の管理運営は、現在、市の業務としているが、業務の効率化を図るため、平成25年4月1日から指定管理業務に追加するため、「鎌倉市スポーツ施設条例」の一部改正を市長へ申し出ようとするものである。

議案集16ページの新旧対照表を参照頂きたい。

第3条で指定管理者が管理する施設等を規定しているが、指定管理施設から鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の各スポーツ施設の駐車場が除かれているものを「並びに鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の各スポーツ施設の駐車場（以下「駐車場」という。）」を削除し、駐車場を指定管理者が管理する施設とする。その他、第4条、第5条、第8条、第13条、第14条、第15条、第16条及び別表第1、別表第2で必要な規定の整備を行う。

改正条例の施行期日は、平成25年4月1日とする。

質問・意見

林委員長

指定管理者が管理をすると、こういった効果があると期待されるのか。

スポーツ課長

現在、駐車場の管理運営は私ども職員が行っている。業務の内容として、駐車場料金の徴収、収入の手続き、委託業務の締結等があるが、これらを指定管理者に移行すると、職員の事務の効率化が図れる。経費の面では、今まで市の収入であった駐車場料金が指定管

理者の収入となり、その分の市が支出している指定管理料が減額となる。経費的には同じであるが、事務の合理化が第一である。

(採決の結果議案第30号は原案どおり可決された)

6 議案第31号 鎌倉市図書館協議会設置条例の一部改正の申し出について

林委員長

次に日程の6 議案第31号「鎌倉市図書館協議会設置条例の一部改正の申し出について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

中央図書館長

議案集の26ページを参照頂きたい。

平成23年8月30日に公布された「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、図書館法の一部改正が平成24年4月1日付で施行されることになった。この改正では、従来図書館法で規定されていた図書館協議会委員の任命基準を、条例で定める旨改正されたことから、本市の図書館協議会委員の任命に関する基準を市の条例で定めるため、同条例の一部改正について市長に申し出ようとするものである。

議案集の28ページの新旧対照表をご覧頂きたい。

第2条第2項に、図書館協議会委員の任命に関する基準として、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。」と定める。

改正条例の施行期日については、平成24年4月1日から施行する。

質問・意見

特になし

(採決の結果議案第31号は原案どおり可決された)

7 議案第32号 鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例の一部改正の申し出について

林委員長

次に日程の 7 議案第 32 号「鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例の一部改正の申し出について」を議題とする。議案の説明について願います。

鎌倉国宝館副館長

議案集の 29 ページを参照頂きたい。

鎌倉国宝館の管理・運営に関しては、「鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例」に基づき実施しているが、この条例の一部改正について市長に申し出をしようとするものである。

まず、この条例の題名について、「鎌倉国宝館条例」に改める。これは「題名は簡潔に」との趣旨に基づき、内部改正の機会を捉え、本市において順次実施しているものである。

次に、同条例第 8 条に規定される「博物館資料の特別利用」についての改正するものである。従来、この特別利用については全て利用料を徴収せずに許可していたが、平成 24 年度から一部利用料を徴収することにより、新たな財源の確保を図ろうとするものである。

具体的な内容については、31 ページからの新旧対照表を参照いただきたい。

まず、32 ページの第 8 条についてだが、従来特別利用の対象を「学術研究等」とまとめていたが、特別利用される頻度の高い項目を加え、より具体的な表現に改めたものである。33 ページの第 8 条の 2 については、新たに加える条文だが、特別利用に係る利用料を規定したものである。利用料は博物館資料 1 点につき、2,000 円、特別利用許可を受けた資料を出版物等に掲載する場合の利用料は 1 点につき 5,000 円としようとするものである。

次に第 8 条の 3 についてだが、この条文も新たに加える条文となる。内容としては、特別利用の目的により利用料の減免及び還付について規定するものだが、観覧料の減免及び還付を規定する条例第 6 条及び 7 条を準用しようとするものである。

利用料の減免に関する基準については、3 月末までに整備を行っていく予定だが、学術研究、博物館等での展示、学校教育目的の利用など、学術的、公共的な利用などを目的とする場合についてはすべて減免の対象としたいと考えている。

もう一点の改正内容は、34 ページ第 12 条だが、

従来博物館法に規定されていた博物館協議会委員の任命基準を、条例で定める旨改正されたことから、本市の博物館協議会である「国宝館協議会」の委員の任命に関する基準を条例で定めようとするものである。

なお、本条例改正の施行日は、平成 24 年 4 月 1 日を予定している。

質問・意見

朝比奈委員

今まで、閲覧や出版物への掲載に際し全く利用料をいただいていたのだと思う。我々お寺からも寄託しているものがあるが、修理代や管理料は当事者も負担しなければな

らないが、国宝館でも光熱費や展示の費用、コストがかかっている。大事なものを維持管理していくための負担をみんなで、特に営利目的で使用する方々が負担することは当然である。これから世界遺産登録で鎌倉市が注目される。教科書等は減免が当然だと思うが、それ以外の特にTV等には負担してもらい、維持管理に使って頂きたいと思う。

鎌倉国宝館副館長

貴重な仏像等をお預かりしており、資料提供という形で博物館等への特別利用を許可しているが、これは当然のことながら今後も利用料等は徴収しない。貴重な品なので、営利を目的とする出版物への掲載等にあたっては、フィルムを中心としたものになる。貴重な品をむやみに貸し出しすることはないと申し添える。

下平委員

他の市町村等と比較して利用料はどうか。

鎌倉国宝館副館長

特別利用に関して利用料を徴収している市もあれば、していない市もある。近隣だと横浜市と横須賀市は利用料を徴収している。金額は2,000円だということだ。私どもと利用料は同じだが、書籍に掲載する場合は横浜市と横須賀市は利用料をいただいている。利用料を徴収していない所が多い中で、私どもが利用料を変更したのは、国宝館で保管している収蔵品の価値が非常に高いと考えているからである。国宝、重要文化財を合わせて約100点にのぼる。他館では、県や市の指定文化財や指定文化財が主で、重要文化財を所蔵しているところは少ない。また、近隣では少ないが、仙台の博物館を確認すると、利用料のほかに3,000円の掲載料を徴収している所があった。

山田委員

色々なテレビ番組があるが、例えばお正月の臨時開館をこちらが宣伝してほしいと考えるような場合、先方に営利的な目的があるというよりは、こちらにとってメリットがある場合はどのように考えるか。

鎌倉国宝館副館長

こちらの方から情報提供をして報道をお願いする場合は、当然ながら減免の対象になると考えている。その他、申し出を受けた場合は1件1件掲載状況を十分に把握し、国宝館の宣伝になる内容であれば減免の手続きをしたいと考えている。

(採決の結果議案第31号は原案どおり可決された)

8 請願第11号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書

林委員長

次に日程の8 請願第11号「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」を議題とする。請願書の説明について願います。

教育指導課長

請願第11号「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」の趣旨を説明する。大きく分けて2つの点について言及されている。

まず第1点目は、来年度から使用する中学校教科書の内容において、宗教色が極めて強いと判断されるものがあり、そうした教科書を使用した教育を行うことは、思想及び良心の自由の不可侵をうたった憲法19条と、信教の自由などをうたった20条1項及び3項に違反することとなる。よって対象となる教科書を即時不採択とし、学校現場でこのような教科書が使われないように指導すること。

2点目は、教室内で強制的に児童生徒に特定の宗教、例えばキリスト教の祭礼行事の模倣学習、クリスマスカードの作成の強制や、クリスマスの飾りつけ、聖歌の合唱の強制等が、全国どの地方でも行われている事例が多く、これは憲法第19条と第20条2項への違反であり、児童の宗教的人格権、基本的人権の侵害とみなされるべきものである。このような教材・活動については即時全廃すること。

以上の2点について、公立の教育現場への指導を徹底するべきというものである。

請願11号に対する本市の考えだが、まず、一点目の教科書選定についての法制度について説明する。学校教育法第34条及びその準用規定によって、小・中学校等においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作を有する教科用図書を使用しなければならないことになっている。

本市で使用する教科書は、その検定を経たものの中から、中学校においては、昨年8月に当委員会において、採択していただいたものである。

続いて、請願の第2点目に指摘されている部分については、学校行事や学級会活動が考えられる。これらについては学習指導要領では特別活動の中に位置付けられており、望ましい集団生活を通して心身の調和の取れた発達と、個性の伸張を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してより良い生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるという目的で、各学校が計画的に行っているものである。

学校で実施される行事等については、この学習指導要領のねらいに則って行われているので、基本的人権の侵害となるキリスト教教材による宗教的模倣行為の強制等については、行われていないと認識している。学校では宗教的な内容の取扱いについては、十分配慮し、授業や学校行事に取り組んでいると考えている。

質問・意見

特になし

林委員長

今お話しされた市の考え方には同意する。そのように進めていただきたい。

これより採決を行う。請願第 11 号を採択することに賛成の方は挙手願いたい。

(挙手なし)

林委員長

採択に賛成の方がいないので、請願第 11 号は不採択とする。

以上で、本日の日程は、全て終了した。行事予定の部分で教育センターにまつわる追加の情報等があればまたお聞かせいただきたい。

1 月定例会を終了する。